

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	・手数料負担者は 求人者 とします。 ・成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %を上限とする額</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %を上限とする額</u> なお、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、当該求職者の年間賃金の 50%又は 100 万円のいずれか高い方を条件とします。 ・手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	・成功報酬 当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %を上限とする額</u> なお、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、当該求職者の年間賃金の 50%又は 100 万円のいずれか高い方を条件とします。 ・手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度	弊社の紹介により、求人者が採用した求職者が求人者に出社する前、又は出社した後以下に該当した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料を求人者に返還するものとします。 （１）返還する事例 ・明らかに求職者本人の責による解雇に該当した場合 ・求職者本人の都合により出社後 6 ヶ月未満で退職した場合 ただし、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。 （２）返還額 ・求職者が 6 ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料の { (6-就業月数) /6 } ・求職者が 6 ヶ月以上就業した場合：返金なし
-------	--

許可番号 28-ユ-300953

更新日 令和 4 年 7 月 1 9 日

※1：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【％】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇％（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇％（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3：求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【％】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※4：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。